

棄権せずに

あなたの一票を……

**【別表】投票所一覧**

投票区	投票所	投票区域	投票区	投票所	投票区域
1	旭市立中央小学校体育館	街道、瀬道、十日市場岡、西足洗岡	19	蛇園区民館	蛇園
2	旭市商工会館	塚前、田町、仲町、新町、新田、東町	20	旭市立滝郷小学校体育館	清滝、幾世
3	旭市保健センター	宿天神、袋	21	岩井青年館	松ケ谷、岩井
4	旭市立干潟小学校体育館	干潟、川口二区、八軒町(旭)、神西、干潟南	22	広原西区青年館	広原東、広原仲、広原南、広原西
5	旭市立矢指小学校体育館	椎名内岡、東足洗、野中、西足洗岡、足川岡	23	旭市立嚶鳴小学校体育館	後草、高生、琴田、沖、高見台団地
6	足川浜区集会所	十日市場浜、椎名内東町、椎名内仲町、椎名内西町、西足洗浜、足川浜	24	永井岡区民館	上永井、南町、永井岡、東町、西上町、西下町、横根東浜、本町
7	旭市立富浦小学校体育館	仁玉岡、中谷里岡、神宮寺岡	25	旭市立飯岡小学校体育館	川端町、小網町、広網町、大崎町、並木町、飯岡岡
8	中谷里浜区コミュニティセンター	仁玉浜、中谷里浜、川向	26	行内青年館	八軒町(飯岡)、行内、平松岡、平松浜
9	旭市立豊畑小学校体育館	井戸野上通り、井戸野中通り、井戸野下通り、川口、泉川、大塚原、駒込岡	27	飯岡保健センター	横根岡、横根西浜、萩園、双葉町
10	井戸野浜集会所	神宮寺浜、井戸野浜、駒込浜	28	旭市立三川小学校体育館	曾根、下宿、浜
11	旭市立共和小学校体育館	新町上町、新町仲町、新町下一、新町下二、小川、溜下	29	後農村研修所	目那、犬林、上宿、後、県営飯岡団地
12	元締区コミュニティセンター	小川、元締、宮本、谷町場	30	塙農村協同館	塙東町、塙西町、塙新町
13	旭市立琴田小学校体育館	東琴田、中琴田、江ヶ崎、江ヶ崎西町	31	萬歳地区多目的研修センター	東1～3、東7
14	やすらぎの家	西琴田	32	関戸ふれあいセンター	東4～6
15	旭中央病院東体育館	網戸、西足洗岡	33	旭市干潟支所	中1～2、中7～13
16	旭市青年の家体育館	新川、馬場若衆内	34	ふれあいセンター	中3～6
17	見広農村協同館	見広、大間手	35	旭市立古城保育所	西1～12
18	倉橋やすらぎの家体育館	倉橋	36	コミュニティセンター	西13～18

※郵送される入場券に記載された場所以外では、投票できません。また第22投票所と第35投票所が変更になりました。

**投票所が一部変更**

施設の解体などで、投票所が一部変更になりました。

**【変更前】**

第22投票所／海上体育館研修室

第35投票所／農村環境改善センター



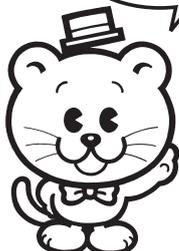
**【変更後】**

第22投票所／広原西区青年館  
第35投票所／旭市立古城保育所

仮設住宅に住んでいるけれど

仮設住宅に住民登録をしてある人は、次の投票所になります。仮設住宅飯岡は第27投票所(飯岡保健センター)で、同旭は第1投票所(旭市立中央小学校体育館)での投票となります。

よしっ、選挙に行こう！



問い合わせ先

旭市選挙管理委員会(総務課内)

☎ 62・5310

12月16日(日)は

# 「衆議院議員総選挙」 「最高裁判所裁判官国民審査」

## の投票日です

### よい政治願いを込める選挙の日

皆さんの政治に対する考えを国政に反映させる大切な選挙です。自分の判断で信頼できる人を選びましょう。

#### 選挙の日程

【投票】  
日時／12月16日(日) 午前7時  
～午後8時

場所／市内の各投票所

※別表の投票所一覧のとおり。

#### 【開票】

日時／12月16日(日) 午後9時  
～(予定)

場所／旭市総合体育館

#### 投票できる人は

今回の選挙で、市内にある投票所で投票できる人は、次の三つの要件を満たしている人です。

①平成4年12月17日以前に生まれた。

②生まれてからずっと旭市に住んでいるか、9月3日までに旭市に転入の届け出(住民登録)をして、選挙の基準日(12月3日)まで引き続いて住んでいる。

③成年被後見人など、欠格事項

に該当しない。

#### 市内で転居した人は

市内で転居した人は、投票所に注意してください。11月27日以降に転居届(住所移動)を出した場合は、転居前の投票所で投票することになります。

#### 投票の方法と流れ

①小選挙区選挙／候補者の氏名を書いて投票。

②比例代表選挙／政党などの名称を書いて投票。

③最高裁判所裁判官国民審査／

やめさせたいと思う裁判官の氏名の上にある欄に、×の記号を書いて投票。

#### 入場券を忘れずに

投票所の入場券をはがきで届けます。1枚のはがきに4人ま

#### 投票日に投票所に行けない人は

### 期日前投票・不在者投票を

投票日当日に冠婚葬祭、仕事、レジャーなどで投票所に行くことができない人は、次の場所で期日前投票または不在者投票ができます。

場所	区分	期間
市役所本庁	衆議院議員総選挙	12月5日(水)～15日(土)
	最高裁判所裁判官国民審査	12月9日(日)～15日(土)
海上支所 飯岡支所 干潟支所	衆議院議員総選挙	12月9日(日)～15日(土)
	最高裁判所裁判官国民審査	12月9日(日)～15日(土)

#### 【共通事項】

開設時間／午前8時30分～午後8時

住んでいる地域にかかわらず、いずれの場所でも投票できます。

での入場券が印刷してありますので、自分の入場券を切り離し投票所へ持参してください。紛失した場合や届かなかった場合でも「選挙人名簿に登録されている人」であれば投票できますので、問い合わせてください。

#### 選挙公報を新聞折り込み

候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した選挙公報を新聞折り込みで配布するほか、市役所などの市の施設に備えます。新聞を取っていない「施設へ取りに行く手段がない」など、選挙公報を手にする

#### 郵便による不在者投票など

身体に重度の障害がある人(身体障害者手帳または戦傷病者手帳などの交付を受け、一定の障害がある人)、あるいは介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便で不在者投票ができる場合があります。また遠隔地に滞在中の人などが不在者投票のできる制度もあります。これらの制度を利用したい人は、早めに問い合わせてください。